

# 今後の住民記録システム 標準仕様書の修正点（案）

令和4年5月13日

## 1. 住民記録システム標準仕様書修正内容

# 1. 住民記録システム標準仕様書修正内容 (1/14)

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

## 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容						
1	<b>検討経緯・調査内容の別冊化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書としての視認性・利便性を高めるため、別冊化して管理する。</li> </ul>	各項目の考え方・理由に記載されている検討経緯・調査内容を別冊として掲載 ※別冊は今後提示予定						
2	<b>改製の考え方の追加</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>履歴を引き継ぐ改製についても法律解釈上可能であることから、その旨を明記する。</li> </ul>	<b>1.1.4 改製</b> <b>【考え方・理由】</b> (前略) <u>また、「市町村長は、住民票を改製する場合には、当該住民票の消除前又は修正前の記載の移記を省略することができる」(令第13条の2)とされていることから、改製する場合においても最新の履歴以外を移記することは許容されている。</u> (後略) <div style="background-color: yellow; padding: 5px; text-align: center;">             前回検討会の再掲              ※表現の微修正あり           </div>						
3	<b>統合記載欄C類型の項目管理方法等の追加</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>デフォルトで省略するか否かを判定するため、統合記載欄C類型の中で、誤記修正については独自で項目を管理することとする。</li> <li>C型類に記載されている内容に変更が生じた場合の対応方法を明確化するため、文言を追記する。</li> </ul>	<b>1.1.14 統合記載欄</b> <b>【考え方・理由】</b> ○C類型として記載する備考の例 (修正内容抜粋) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">記載内容</th> <th style="width: 33%;">事象</th> <th style="width: 33%;">記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>除票の記載事項及び統合記載欄に誤記等があることが判明した年月日・理由、誤記等の箇所及び誤記修正後の正しい記載</td> <td>除票の記載事項及び統合記載欄に誤記等があることが判明した年月日・理由、誤記等の箇所及び誤記修正後の正しい記載 <u>※他のC類型項目とは別に、独自で項目を管理すること。</u></td> <td>誤記判明年月日 令和4年1月11日 誤記判明理由 申出 誤記等の箇所 氏名 誤記修正後の正しい記載 鈴木 太朗</td> </tr> </tbody> </table> <p>住民票の写し等の証明書には、特別の請求又は必要である旨の申出があった場合、A類型については20.0.3 (異動履歴の記載) に規定するように項目ごとに欄を細分化せず、統合記載欄に記載することとし、B類型については関係する異動履歴のうち直接対応する異動項目と併せて記載することとする。他方、C類型については異動履歴と紐付くものではないため、異動履歴とは別に記載することとする。<u>なお、C類型に記載されている内容に変更が生じた場合(例：事実上の世帯主が変更、又は削除となった場合)においては、最新の情報に差し替えることを想定している。</u></p>	記載内容	事象	記載例	除票の記載事項及び統合記載欄に誤記等があることが判明した年月日・理由、誤記等の箇所及び誤記修正後の正しい記載	除票の記載事項及び統合記載欄に誤記等があることが判明した年月日・理由、誤記等の箇所及び誤記修正後の正しい記載 <u>※他のC類型項目とは別に、独自で項目を管理すること。</u>	誤記判明年月日 令和4年1月11日 誤記判明理由 申出 誤記等の箇所 氏名 誤記修正後の正しい記載 鈴木 太朗
記載内容	事象	記載例						
除票の記載事項及び統合記載欄に誤記等があることが判明した年月日・理由、誤記等の箇所及び誤記修正後の正しい記載	除票の記載事項及び統合記載欄に誤記等があることが判明した年月日・理由、誤記等の箇所及び誤記修正後の正しい記載 <u>※他のC類型項目とは別に、独自で項目を管理すること。</u>	誤記判明年月日 令和4年1月11日 誤記判明理由 申出 誤記等の箇所 氏名 誤記修正後の正しい記載 鈴木 太朗						

# 1. 住民記録システム標準仕様書修正内容 (2/14)

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

## 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
4	<p><b>支援対象者管理項目の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年3月31日付総務省通知により、支援対象者の他自治体における固定資産の保有情報を保持し、届出受領自治体は必要に応じて当該自治体に通知を行うこととなったことから、固定資産の存在する自治体コードを管理項目として追加する。</li> </ul>	<p><b>1.1.16 支援対象者管理</b></p> <p>【実装すべき機能】</p> <p>(中略)</p> <p>&lt;データベース上の項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○支援対象申出者に関する項目       <ul style="list-style-type: none"> <li>①現住所地市区町村の場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>(中略)</li> <li>・<u>固定資産登録市区町村コード</u></li> <li>(中略)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○併せて支援措置を求める者に関する項目           <ul style="list-style-type: none"> <li>(中略)</li> <li>・<u>固定資産登録市区町村コード</u></li> <li>(中略)</li> </ul> </li> </ul>

# 1. 住民記録システム標準仕様書修正内容 (3/14)

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

## 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
5	<p><b>通称を登録していない外国人における氏名の優先区分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>氏名（漢字）、氏名（アルファベット）の順で表示することを明記する。</li> </ul>	<p><b>1.1.19 氏名優先区分</b>  <b>【考え方理由】</b>          （前略）          当該機能を実装しない場合、デフォルトでは通称が記載されることとする。  <u>なお、通称が登録されていない者においては以下理由から「氏名（漢字）」、「氏名（アルファベット）」の順で表示すること。</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・在留カードの記載は原則としてアルファベット氏名だが、入管法規則第19条の7において、漢字圏の外国人からの申出により、特別に漢字氏名の併記が認められており、当該者については、社会生活上も漢字氏名を使用している可能性が高いこと。</u></li> <li><u>・J-LISの既存住基システム改造仕様書で示されている「住民票コード通知票」の宛名氏名の仕様においては、優先度の高い順に、通称、漢字氏名、アルファベット氏名とされており、既に既存の住民記録システムにおいても、上記の優先順位に基づいてシステムを構築、事務処理を行っている団体が相当数あることが想定されること。</u></li> </ul>         （後略）</p>

# 1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（4/14）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
6	<p><b>削除の事由における再製の管理要否</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>削除の事由としての再製は、災害やデータ破損などでデータが消えてしまった際に登録するものと想定しているが、消えてしまったデータに再製の異動事由は登録できないため、再製については削除する</li> </ul>	<p><b>1.2.2 異動事由</b>            (前略)            異動事由は、以下のとおり区分すること。            ○削除の事由 (修正項目抜粋)  <del>→再製</del></p>
7	<p><b>国名コードの明確化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国名コードについては、ベンダごとにコード差異の発生を抑制するため、指定する。</li> </ul>	<p><b>1.3.3 住所辞書管理</b>  <b>【実装すべき機能】</b>            (中略)            なお、都道府県コードはJIS X 0401に、市区町村コードについてはJIS X 0402に準拠すること。大字、小字は規定しない。<u>国名コードはJIS X 0304に準拠すること。</u>            (後略)</p>

# 1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（5/14）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

## 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
8	<p><b>完全一致・部分一致検索の記載の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文字列一致検索の例示において、既存文章の記載の見直しを実施する。</li> <li>部分一致の検索が可能であるため、「*」で代替する検索機能は削除する。</li> </ul>	<p><b>2.1.2 検索文字入力</b>  <b>【実装すべき機能】</b>          以下のあいまい検索ができること。          （前略）          ・氏名（<u>外国人住民における「氏名（漢字）」及び「氏名（アルファベット）」を含む<del>カナ</del></u>）や氏名のフリガナ等で文字列一致検索（完全一致・部分一致）ができること。  <del>・氏名（漢字）等で一部の文字を「*」で代替した検索ができること。</del>（後略）</p> <p>前回検討会案</p> <p>以下のようなあいまい検索ができること。          （中略）  <u>・氏名（漢字）等で一部の文字を「*」で代替した検索ができること。</u></p>
9	<p><b>複数人の届出の際における、一部取り消しを許容しない旨の明確化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>複数人の届出の際の取消においては一部取り消しは許容せず、一括取消及び再提出を求めるものであるため、文言を修正する。</li> </ul>	<p><b>4.6.0.1 異動の取消し</b>  <b>【考え方・理由】</b>          転入、転居、転出、職権記載、職権削除、職権修正等、全ての異動処理は、処理が誤っていることが分かった場合や、虚偽の届出であると分かった場合等のため、取り消すことができるようにしておく必要がある。          法令上は職権回復という用語はないが、中核市市長会ひな形においては、削除されて除票となった住民票を、削除を取り消すことによって原票に戻す行為について、「職権回復」として規定されている。こうした運用についても、本項目により「住民記録システムデータベースにある異動処理については、異動前の住民データを保持し、取消しによって元の状態に復元されること」としていることから、対応可能である。          なお、取消しは異動の届出単位とし、複数人の届出による異動があった際にはそのうちの一部のみ取り消すことは<b>原則</b>許容しない。</p>

前回検討会からの変更あり

前回検討会案

# 1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（6/14）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

## 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
10	<p><b>文字溢れ発生に対するデフォルト設定の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文字溢れ発生時には該当項目を限界まで出力するか、空白で出力するかを選択する前提としていたが、印鑑登録システム標準仕様書にあわせて、該当項目を限界まで出力することをデフォルトとする。</li> </ul>	<p><b>5.8 文字溢れ対応</b>  <b>【実装すべき機能】</b>        （前略）</p> <p>なお、文字数が多くやむをえず文字溢れが生じる場合や、未登録外字が含まれる場合は、アラートを表示して注意喚起するとともに、文字超過リストを出力して、文字溢れした情報を確認できるようにすること。ただし、住民票の写しや住民票記載事項証明書等の証明書については、出力時に文字溢れしている旨のアラートを表示し、<del>パラメータ設定によって、デフォルトでは</del>該当項目を限界まで出力させるものとし、<del>か</del>該当項目を空白で出力することも<del>か</del>選択できること。</p>
11	<p><b>指定期間内の一括出力機能の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一括出力が必要と想定される帳票について、機能を追加する。</li> </ul>	<p><b>10.7 印刷</b>  <b>【実装すべき機能】</b>        （前略）</p> <p><u>必要に応じて、指定期間中に含まれる以下の帳票を、帳票ごとに一括出力できること。出力する帳票は実行時に選択できること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・住居表示決定通知書（20.5.10参照）</u></li> <li><u>・区画整理等に伴う住所変更通知（20.5.11参照）</u></li> </ul> <p>（後略）</p> <p><b>【実装してもしなくても良い機能】</b>        （前略）</p> <p><u>必要に応じて、指定期間中に含まれる以下の帳票を、帳票ごとに一括出力できること。出力する帳票は実行時に選択できること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・特別永住者証明書有効期間更新案内</u></li> </ul>



# 1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（7/14）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

## 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容																		
12	<p><b>エラー項目の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑登録システム標準仕様書にあわせて、住民記録システムにおいても必要と想定されるエラー項目の追加・修正を実施する。</li> <li>抑止対象者のエラー・アラート項目を要件化していたが、支援措置対象者はエラーのみとなるため、エラー項目として分けて記載する。</li> </ul>	<p><b>11.1 エラー・アラート項目</b></p> <p>○エラー項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>エラー番号</th> <th>エラー項目</th> <th>(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>13</u></td> <td>曆上日以外の入力が許容されていない項目で、<u>曆上日以外が規定された場合</u></td> <td><u>入力された日付が正しくありません。</u></td> </tr> <tr> <td><u>20</u></td> <td><u>支援対象者の個人について、異動処理、照会処理を実行しようとした場合</u></td> <td><u>指定した個人は支援対象者です。抑止を一時解除するには支援措置責任者によるエラー解除が必要です。</u></td> </tr> <tr> <td><u>30</u><del>28</del></td> <td>届出に基づく異動等について、届出日 <u>又は申請日</u> が処理日より未来の日付の場合</td> <td>届出日が未来の日付です。届出日を確認してください。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【考え方・理由】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>エラー番号</th> <th>エラー項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>13</u></td> <td><u>誤った日付が登録されることを回避するため。</u></td> </tr> <tr> <td><u>20</u></td> <td><u>支援対象者の個人について、誤った異動処理や照会処理を防ぐ必要があることや、支援措置責任者による処理に移行する必要があるため。</u> なお、支援措置対象者はエラー対応となるため、抑止対象者とは別に記載する</td> </tr> </tbody> </table>	エラー番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	<u>13</u>	曆上日以外の入力が許容されていない項目で、 <u>曆上日以外が規定された場合</u>	<u>入力された日付が正しくありません。</u>	<u>20</u>	<u>支援対象者の個人について、異動処理、照会処理を実行しようとした場合</u>	<u>指定した個人は支援対象者です。抑止を一時解除するには支援措置責任者によるエラー解除が必要です。</u>	<u>30</u> <del>28</del>	届出に基づく異動等について、届出日 <u>又は申請日</u> が処理日より未来の日付の場合	届出日が未来の日付です。届出日を確認してください。	エラー番号	エラー項目	<u>13</u>	<u>誤った日付が登録されることを回避するため。</u>	<u>20</u>	<u>支援対象者の個人について、誤った異動処理や照会処理を防ぐ必要があることや、支援措置責任者による処理に移行する必要があるため。</u> なお、支援措置対象者はエラー対応となるため、抑止対象者とは別に記載する
エラー番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す																		
<u>13</u>	曆上日以外の入力が許容されていない項目で、 <u>曆上日以外が規定された場合</u>	<u>入力された日付が正しくありません。</u>																		
<u>20</u>	<u>支援対象者の個人について、異動処理、照会処理を実行しようとした場合</u>	<u>指定した個人は支援対象者です。抑止を一時解除するには支援措置責任者によるエラー解除が必要です。</u>																		
<u>30</u> <del>28</del>	届出に基づく異動等について、届出日 <u>又は申請日</u> が処理日より未来の日付の場合	届出日が未来の日付です。届出日を確認してください。																		
エラー番号	エラー項目																			
<u>13</u>	<u>誤った日付が登録されることを回避するため。</u>																			
<u>20</u>	<u>支援対象者の個人について、誤った異動処理や照会処理を防ぐ必要があることや、支援措置責任者による処理に移行する必要があるため。</u> なお、支援措置対象者はエラー対応となるため、抑止対象者とは別に記載する																			

# 1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（8/14）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

## 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容																				
13	<p>除票の記載事項修正における、アラート項目からエラー項目への移動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>除票における修正は認められていないため、住民記録システムにおいてアラート項目からエラー項目へ移動する。</li> </ul>	<p><b>11.1 エラー・アラート項目</b></p> <p>○エラー項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>エラー番号</th> <th>エラー項目</th> <th>(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31</td> <td>除票の記載事項を修正し、確定しようとした場合（転入通知の受理により、<u>除票に転出した旨を記載する場合を除く。</u>）</td> <td>除票の記載事項は修正できません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【考え方・理由】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>エラー番号</th> <th>エラーとした考え方・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31</td> <td>除票における修正は認められていないため、エラーとする。 なお、<u>除票において誤記修正を要する場合は統合記載欄に記載すること。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>○アラート項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>アラート番号</th> <th>アラート項目</th> <th>(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>42</td> <td>除票の記載事項を修正し、確定しようとした場合（転入通知の受理により、<del>除票に転出した旨を記載する場合を除く。</del>）</td> <td>原則として、<del>除票の記載事項は修正できません。</del>修正してもよろしいですか。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【考え方・理由】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>アラート番号</th> <th>アラートとした考え方・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>42</td> <td>除票の記載事項は原則修正できないため、誤処理を防ぐ必要があるため。 なお、<del>制度上修正が禁止されているわけではなく、修正処理を行うべきケースも存在するため、エラーではなくアラートとする。</del></td> </tr> </tbody> </table>	エラー番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	31	除票の記載事項を修正し、確定しようとした場合（転入通知の受理により、 <u>除票に転出した旨を記載する場合を除く。</u> ）	除票の記載事項は修正できません。	エラー番号	エラーとした考え方・理由	31	除票における修正は認められていないため、エラーとする。 なお、 <u>除票において誤記修正を要する場合は統合記載欄に記載すること。</u>	アラート番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	42	除票の記載事項を修正し、確定しようとした場合（転入通知の受理により、 <del>除票に転出した旨を記載する場合を除く。</del> ）	原則として、 <del>除票の記載事項は修正できません。</del> 修正してもよろしいですか。	アラート番号	アラートとした考え方・理由	42	除票の記載事項は原則修正できないため、誤処理を防ぐ必要があるため。 なお、 <del>制度上修正が禁止されているわけではなく、修正処理を行うべきケースも存在するため、エラーではなくアラートとする。</del>
エラー番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す																				
31	除票の記載事項を修正し、確定しようとした場合（転入通知の受理により、 <u>除票に転出した旨を記載する場合を除く。</u> ）	除票の記載事項は修正できません。																				
エラー番号	エラーとした考え方・理由																					
31	除票における修正は認められていないため、エラーとする。 なお、 <u>除票において誤記修正を要する場合は統合記載欄に記載すること。</u>																					
アラート番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す																				
42	除票の記載事項を修正し、確定しようとした場合（転入通知の受理により、 <del>除票に転出した旨を記載する場合を除く。</del> ）	原則として、 <del>除票の記載事項は修正できません。</del> 修正してもよろしいですか。																				
アラート番号	アラートとした考え方・理由																					
42	除票の記載事項は原則修正できないため、誤処理を防ぐ必要があるため。 なお、 <del>制度上修正が禁止されているわけではなく、修正処理を行うべきケースも存在するため、エラーではなくアラートとする。</del>																					

# 1. 住民記録システム標準仕様書修正内容 (9/14)

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

## 住民記録システム標準仕様書修正内容

### 住民記録システム標準仕様書修正内容

#

#### 20.0.1 様式・帳票全般

住民票 (20.1.1\_住民票の写し) のレイアウトに寄せた確認帳票イメージ図

(図1) 増事由(転入・出生等) 確認又は審査票の画面イメージ (1段書き)

(異動前) フリガナ (異動前) 氏名 (異動後) フリガナ (異動後) 氏名	ジウミン タロウ 住民 太郎	(異動前) 個人番号 (異動後) 個人番号 (異動前) 住民票コード (異動後) 住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
(異動前) 旧氏 (異動後) 旧氏		(異動前) 生年月日 (異動後) 生年月日	平成 2年 1月 1日
(異動前) 世帯主名 (異動後) 世帯主名	住民 太郎	(異動前) 性別 (異動後) 性別	男
(異動前) 続柄 (異動後) 続柄	世帯主	(異動前) 住民となった日 (異動後) 住民となった日	令和 元年 12月 4日
(異動前) 住所 (異動後) 住所	東京都港区虎ノ門 2- 2- 1	(異動前) 住所を定めた日 (異動後) 住所を定めた日	令和 元年 12月 4日
(異動前) 本籍 (異動後) 本籍	東京都千代田区霞が関 2- 1		
(異動前) 転入前住所 (異動後) 転入前住所	東京都千代田区霞が関 2- 1- 2		
* * *	* * *		
* * *	* * *		
【異動履歴】			
世帯番号	1234567890	後	取得年月日
宛名番号	1234567890	期	喪失年月日
国保	保険証番号	年	基礎年金番号
	取得年月日	金	取得年月日
介護	喪失年月日	児	喪失年月日
	介護判定	手	取得年月日
	取得年月日		喪失年月日
	喪失年月日		
	要介護判定		
	取得年月日		
	喪失年月日		

■ 修正ポイント  
 住民基本台帳法において明示されている項目を例示していることから、「乳幼児」「未就児」の項目は削除する。

■ 修正ポイント  
 画面イメージ図については、混乱を招かないよう、注釈を追記する。

※なお、当該イメージ図はあくまで例示であり、画面要件は本仕様書の対象範囲外であることに留意。

14

# 1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（10/14）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

## 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
15	<p><b>職権修正等の処理日における記載の統一</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回検討会では、「職権処理日」としたが、「20.0.3 異動履歴の記載」以外に職権処理日という項目は存在しないため、「処理日」と記載を統一する。</li> </ul>	<p><b>20.0.3 異動履歴の記載</b>  <b>【実装すべき機能】</b>          （前略）          なお、記載に当たっては、<u>届出異動日</u>又は<u>職権修正等の場合は処理日</u><u>職権処理日</u>が新しい履歴から古い履歴の順に記載すること。          （後略）</p> <p style="text-align: center;">前回検討会案</p> <p>なお、記載に当たっては、<u>届出異動日</u>又は<u>職権処理日</u>が新しい履歴から古い履歴の順に記載すること。</p>
16	<p><b>住民票の写し等に記載しない異動履歴の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「誤記修正」または「異動の取消し」の対象である異動履歴についても、デフォルトとして記載しない異動履歴に含める必要があるため、その旨の追記をする。</li> </ul>	<p><b>20.0.3 異動履歴の記載</b>  <b>【実装すべき機能】</b>          （前略）          また、異動履歴を記載することを選択した場合、記載する異動履歴と記載しない異動履歴を任意に選択できること。          その際、<u>デフォルト初期設定</u>としては、以下の異動履歴は記載しない異動履歴とし、それ以外は記載する異動履歴とすること。          ・異動事由が「誤記修正」、「異動の取消し」である異動履歴、及び誤記の含まれている異動履歴又は異動の取消しの対象となる異動履歴          ・性別の異動を含む異動履歴          ・異動履歴に「特別養子縁組」又は「特別養子縁組の離縁」の留意事項がある場合、当該異動履歴を含め、それ以前の全ての異動履歴          （後略）</p>

前回検討会からの変更あり

# 1. 住民記録システム標準仕様書修正内容 (11/14)

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

## 住民記録システム標準仕様書修正内容

### 住民記録システム標準仕様書修正内容

#

#### 20.3.2 転出証明書

記載諸元【20.3.2.転出証明書】

項番	帳票名	項目名	内容	行数(繰り返し)	折り返し	型	桁数/行桁	文字フォント	和暦・西暦	左寄せ・右寄せ	文字溢れの対応	住民票に記載が無い場合の表示	基本フォントサイズ(ピクセル)	最小フォントサイズ(ピクセル)	その他編集条件
38	転出証明書	届出日	改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入	1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦	左	-	-	9		
39	(QRコード)	転出予定年月日	改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入	1	無	日付型	11	IPAmj明朝	和暦	左	-	-	9		
40		転出先住所		1	無	住所型	40	IPAmj明朝	-	左	○	-	9		
41		転出前住所		1	無	住所型	40	IPAmj明朝	-	左	○	-	9		
42		転出前の世帯主	日本人の場合及び外国人の場合、本人氏名型(日本人)・本人氏名型(外国人)ともに、フリガナは出力しない J-LIS既存住基改造仕様書インタフェースの転出証明書情報通知レイアウトのうち、世帯共通部分のみCSVにて出力	1	無	本人氏名型	40	IPAmj明朝	-	左	○	-	9		
43		氏名	氏名型(外国人)ともに、フリガナは出力しない J-LIS既存住基改造仕様書インタフェースの転出証明書情報通知レイアウトのうち、個人部分をCSVにて出力 ○転出証明書情報送信(838Y)の該当項目: 項番22転出者情報 ~ 項番67旧氏かな ○データレイアウト: 住民票コード,個人番号,氏名漢字,氏名フリガナ,生年月日,性別,続柄,本籍市町村コード,本籍,筆頭者氏名漢字,国民健康保険の資格,国民健康保険の退職区分,基礎年金番号,国民年金の種別,児童手当の有無,介護保険の有無,後期高齢者医療保険の有無,第30条の45に規定する区分,在留資格,在留期間等,在留カード等の番号,国難地域,在留期間の満了の日,記載年月日1,記載市町村コード1,削除年月日1,削除市町村コード1,通称1,記載年月日2,記載市町村コード2,削除年月日2,削除市町村コード2,通称2,・・・,通称16,備考,旧氏漢字,旧氏かな ○サンプルをデータにした例: 12345678901.123456789012,住民 太郎,じゅうみん たろう,4,19900101,1,02,13101,東京都千代田区霞が関2-1,住民太郎,1,0,1357924680,2,1,1	世帯員分	無し	本人氏名型	21	IPAmj明朝	-	左	○	【空欄】	9		しない
46		QRコード個人		世帯員分	-	QRコード	-	-	-	-	-	-			JIS X 0510:2018 Mode2 読み訂正レベル:L(7%)あり

■ 修正ポイント  
 ・J-LIS既存住基改造仕様書では、「生年月日 9桁」とし元号と西暦が1つの項目として扱われている。しかし住民記録システム標準仕様書では「生年月日元号」と「生年月日」の別項目として扱われていたため、J-LIS既存住基改造仕様書に従い、「生年月日元号」を削除する。

17

# 1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（12/14）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

## 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容																																																																																																								
18	<p><b>除票用データベースにおけるデータ項目の備考欄及び項目名の修正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在留カード番号が特別永住者証明書番号かは「在留カード等番号区分」等を参照すれば判別可能であるため、備考欄を修正する。（右記①）</li> <li>在留期間コードに入力されている情報が在留期間、上陸期間、仮滞在期間かは、「法第30条の45区分」等を参照すれば判別可能であるため、一時庇護許可者の上陸期間、仮滞在許可者の仮滞在期間を含めることとする。それに伴い、備考欄を修正するとともに、項目名に「等」を追加する。（右記②）</li> </ul>	<p><b>30.1 データ構造</b>  <b>【除票用データベース】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>項目名</th> <th>データ型</th> <th>データ長</th> <th>主キー</th> <th>必須</th> <th>コード種別</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>95</td> <td>在留カード等番号</td> <td>X</td> <td>12</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>① 在留カード又は特別永住者証明書の番号有効桁数=12</td> </tr> <tr> <td>96</td> <td>在留カード等番号区分</td> <td>X</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>在留カード等番号区分</td> <td>在留カード等番号区分</td> </tr> <tr> <td>97</td> <td>国籍コード</td> <td>X</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>国籍コード</td> <td>国籍コード</td> </tr> <tr> <td>98</td> <td>国籍名</td> <td>N</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>国籍コードの名称</td> </tr> <tr> <td>99</td> <td>第30条45規定区分</td> <td>X</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>第30条45規定区分</td> <td>住民票の外国人の区分（コード）</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>第30条45規定区分名称</td> <td>N</td> <td>50</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第30条45規定区分の名称</td> </tr> <tr> <td>101</td> <td>在留資格コード</td> <td>X</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>在留資格コード</td> <td>外国人に与えられた在留資格（コード）</td> </tr> <tr> <td>102</td> <td>在留資格名称</td> <td>N</td> <td>50</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>在留資格コードの名称</td> </tr> <tr> <td>② 103</td> <td>在留期間等コード年</td> <td>X</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>② 在留期間コードの年部分（一時庇護許可者の上陸期間、仮滞在許可者の仮滞在期間を含む）。</td> </tr> <tr> <td>104</td> <td>在留期間等コード月</td> <td>X</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>在留期間コードの月部分（一時庇護許可者の上陸期間、仮滞在許可者の仮滞在期間を含む）。</td> </tr> <tr> <td>105</td> <td>在留期間等コード日</td> <td>X</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>在留期間コードの日部分（一時庇護許可者の上陸期間、仮滞在許可者の仮滞在期間を含む）。</td> </tr> <tr> <td>106</td> <td>在留期間終日</td> <td>X</td> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項番	項目名	データ型	データ長	主キー	必須	コード種別	備考	95	在留カード等番号	X	12				① 在留カード又は特別永住者証明書の番号有効桁数=12	96	在留カード等番号区分	X	2			在留カード等番号区分	在留カード等番号区分	97	国籍コード	X	3			国籍コード	国籍コード	98	国籍名	N	100				国籍コードの名称	99	第30条45規定区分	X	1			第30条45規定区分	住民票の外国人の区分（コード）	100	第30条45規定区分名称	N	50				第30条45規定区分の名称	101	在留資格コード	X	3			在留資格コード	外国人に与えられた在留資格（コード）	102	在留資格名称	N	50				在留資格コードの名称	② 103	在留期間等コード年	X	2				② 在留期間コードの年部分（一時庇護許可者の上陸期間、仮滞在許可者の仮滞在期間を含む）。	104	在留期間等コード月	X	2				在留期間コードの月部分（一時庇護許可者の上陸期間、仮滞在許可者の仮滞在期間を含む）。	105	在留期間等コード日	X	3				在留期間コードの日部分（一時庇護許可者の上陸期間、仮滞在許可者の仮滞在期間を含む）。	106	在留期間終日	X	8				
項番	項目名	データ型	データ長	主キー	必須	コード種別	備考																																																																																																			
95	在留カード等番号	X	12				① 在留カード又は特別永住者証明書の番号有効桁数=12																																																																																																			
96	在留カード等番号区分	X	2			在留カード等番号区分	在留カード等番号区分																																																																																																			
97	国籍コード	X	3			国籍コード	国籍コード																																																																																																			
98	国籍名	N	100				国籍コードの名称																																																																																																			
99	第30条45規定区分	X	1			第30条45規定区分	住民票の外国人の区分（コード）																																																																																																			
100	第30条45規定区分名称	N	50				第30条45規定区分の名称																																																																																																			
101	在留資格コード	X	3			在留資格コード	外国人に与えられた在留資格（コード）																																																																																																			
102	在留資格名称	N	50				在留資格コードの名称																																																																																																			
② 103	在留期間等コード年	X	2				② 在留期間コードの年部分（一時庇護許可者の上陸期間、仮滞在許可者の仮滞在期間を含む）。																																																																																																			
104	在留期間等コード月	X	2				在留期間コードの月部分（一時庇護許可者の上陸期間、仮滞在許可者の仮滞在期間を含む）。																																																																																																			
105	在留期間等コード日	X	3				在留期間コードの日部分（一時庇護許可者の上陸期間、仮滞在許可者の仮滞在期間を含む）。																																																																																																			
106	在留期間終日	X	8																																																																																																							

# 1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（13/14）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

## 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
19	<p><b>前回検討会からの除票データベース項目の修正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前回検討会にて「氏名（カタカナ）」を除票データベースに追加するとしたが、「1.1.2外国人住民データの管理」にて「氏名（カタカナ）」が削除されたことに伴い、除票データベースにおける当該項目追加を撤回する。</li> <li>前回検討会にて「特別永住者証明書の番号」を除票データベースに追加するとしたが、「在留カード等番号」にて管理可能であるため、当該項目追加を撤回する。</li> <li>前回検討会にて「上陸期間」及び「仮滞在期間」を除票データベースに追加するとしたが、「在留期間コード年」、「在留期間コード月」及び「在留期間コード日」にて管理可能であるため、当該項目追加を撤回する。</li> </ul>	<div style="text-align: right; background-color: yellow; padding: 5px;">前回検討会からの変更あり</div> <p><b>30.1 データ構造</b>        （中略）        【除票用データベース】        ・<u>国民年金の種別の変更があった年月日</u>  <del>・氏名（カタカナ）</del>  <del>・（特別永住者の場合） 特別永住者証明書の番号</del>  <del>・（一時庇護許可者の場合） 上陸期間</del>  <del>・（仮滞在者の場合） 仮滞在期間</del></p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #cccccc;">前回検討会案</p> <p><b>30.1 データ構造</b></p> <p>【除票用データベース】（追加項目抜粋）          ・<u>国民年金の種別の変更があった年月日</u>          ・<u>氏名（カタカナ）</u>          ・<u>（特別永住者の場合） 特別永住者証明書の番号</u>          ・<u>（一時庇護許可者の場合） 上陸期間</u>          ・<u>（仮滞在者の場合） 仮滞在期間</u></p> </div>

# 1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（14/14）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

## 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
20	<p><b>除票用データベースにおけるデータ項目の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「2.1.3.基本検索」において、「誤記修正後の記載である氏名・氏名のフリガナ・生年月日について検索できること。」としているため、除票データベースに「誤記修正後の氏名」「誤記修正後の氏名のフリガナ」「誤記修正後の生年月日」の項目を追加する。</li> <li>統合記載欄C類型については段落（≡事象）ごとに表示/非表示を選択可能としていることから、例示として挙げている備考（6例のうち、誤記修正項目を除いた5例）がすべて当てはまった場合を想定し、さらに汎用的な項目を加え10項目を設けることとする。</li> </ul>	<p><b>30.1 データ構造</b></p> <p>【除票用データベース】（追加項目抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>除票の記載事項及び統合記載欄に誤記があることが判明した年月日・理由・誤記の箇所</u></li> <li>・<u>誤記修正後の氏名</u></li> <li>・<u>誤記修正後の氏名のフリガナ</u></li> <li>・<u>誤記修正後の生年月日</u></li> <li>・<u>統合記載欄C類型 1</u></li> <li>・<u>統合記載欄C類型 2</u></li> <li>・<u>統合記載欄C類型 3</u></li> <li>・<u>統合記載欄C類型 4</u></li> <li>・<u>統合記載欄C類型 5</u></li> <li>・<u>統合記載欄C類型 6</u></li> <li>・<u>統合記載欄C類型 7</u></li> <li>・<u>統合記載欄C類型 8</u></li> <li>・<u>統合記載欄C類型 9</u></li> <li>・<u>統合記載欄C類型10</u></li> </ul>